

3 日 文化の日, 7 日 立冬, 15 日 七五三, 22 日 小雪, 23 日 勤労感謝の日

1. November ご案内 改正情報

① 厚生労働省では、11 月 1 日から 30 日まで、長時間労働削減などの過重労働解消に向けた取組を推進するため「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

② 従業員に支払う給与については、通勤手当や旅費等で、一定の条件に合致する場合には、非課税の所得として取り扱うことができます。この非課税の所得として取り扱うことができる中の、通勤手当のマイカー通勤者に対する非課税の範囲が 10 月 20 日から拡大されました。「自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当」の各区分の課税されない金額が拡大されたほか、新たに「通勤距離が片道 55 キロメートル以上」の区分が追加されました。

2km 以上 10km 未満	4,200 円	(4,100 円)
10km 以上 15km 未満	7,100 円	(6,500 円)
15km 以上 25km 未満	12,900 円	(11,300 円)
25km 以上 35km 未満	18,700 円	(16,100 円)
35km 以上 45km 未満	24,400 円	(20,900 円)
45km 以上 55km 未満	28,000 円	(24,500 円)
55km 以上	31,600 円	(24,500 円)

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>



リニア・鉄道館へ行ってきました

原則として、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について遡って適用されることになっています。したがって、発表前までに課税されていた通勤手当については、平成 26 年の年末調整において、調整することができることとなります。

既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税および復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。「平成 26 年分の給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄の余白に「通勤手当の非課税分」と表示して、計算根拠および今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、平成 26 年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

平成 26 年中に退職した人に対して、既に源泉徴収票を発行している場合には、「支払金額」欄を訂正すると共に、「摘要」欄に「再交付」と表示した源泉徴収票を作成し、再交付することと案内しています。

2. 名言名句

「過去と他人は変えられないが、未来と自分を変えられる」

エリック・バーン（カナダ・ケベック州出身の精神科医 & 心理学者）

3. 法律ワンポイント

今国会に再提出された改正労働者派遣法案

改正労働者派遣法案が衆議院で審議入り 10 月 28 日に開かれた衆議院本会議で、今国会に再提出された改正労働者派遣法案について、塩崎厚生労働大臣による趣旨説明と質疑が行われ、実質的な法案審議がスタートしました。

同法案は、先の 186 回通常国会に提出されていましたが、罰則規定の法案文の誤記などの問題により審議入りに至らないまま廃案となっていました。今国会では、業務によって定められている現行法の派遣期間制限を改め、**すべての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限（3 年）と派遣先の事業所単位の期間制限（3 年、一定の場合に延長可）**を設けるなど、前回提出法案の内容をそのまま引き継いで再提出されており、成立後の施行期日（平成 27 年 4 月 1 日予定）についても変更はなされていません。11 月 30 日の会期末まで審議期間が限られることに加えて、政府案の廃案を目指す野党の攻勢もこれから強まる見通しで、今後の審議動向が注目されます。専門家の中には成立は微妙（難しい）という意見もあります。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/187.html>

4. 統計情報

① 広島市の病院に勤務していた理学療法士の女性が、妊娠を理由に降格されたのは男女雇用機会均等法に反するとして、慰謝料などを求めた訴訟の上告審判決が 10 月 23 日、最高裁第 1 小法廷であった。桜井龍子裁判長は、妊娠や出産を理由とした降格について、「自由な意思に基づく明確な同意、または業務上必要で女性労働者の仕事の充実という同法の目的に反しない特別な事情がなければ違法」との初判断を示した。

② 日本政府は 10 月 10 日、**ルクセンブルクとの社会保障協定**に署名した。相手国に一時的に派遣される企業駐在員など被用者に課される社会保険料の「二重払い」問題の解決等が目的。同協定は、独、英、韓、米、ベルギー、仏などに続く 18 番目の社会保障協定。

③ 国税庁が平成 25 年の「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、民間企業における平均給与が 413 万 6,000 円（前年比 1.4%増）となり、3 年ぶりに増加したことがわかった。正規雇用者が 473 万円（同 1.2%増）となった一方、非正規雇用者は 167 万 8,000 円（同 0.1%減）で、格差が広がった。

④ 全国健康保険協会（**協会けんぽ**）は、10 月 20 日に、2015 年 1 月 26 日より、**ホームページ上で申請書や届出書を作成できるサービス**の提供を開始することを発表。このサービスは、協会けんぽのホームページへアクセスし、画面に表示される項目を入力することで申請書等ができ上がり、それを印刷することができるというもの、記入する項目の説明を参照しながら入力ができ、記入漏れ等を自動でチェックする機能もある。

⑤ 9 月の**完全失業率は 3.6%**で、前月に比べ 0.1 ポイント上昇。悪化は 2 カ月ぶりで、緩やかな景気回復を背景に女性の労働市場への参入が進み、求職中の女性の失業者が 8 万人増加したことで完全失業率を押し上げた。就業者数は 6366 万人で前月比 4 万人増え、仕事を探していない「非労働力人口」は 4471 万人と 16 万人減った。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

現在放送中のNHKTVの朝ドラ**「マッサン」**も、前作の「花子とアン」同様**視聴率は 20%を超え好調**です。前々作もそうでしたがこのところ、「明治から大正・昭和の時代を背景」にしたところが人気の秘密のような気がします、また前作同様、**主人公が「実在の人物」**というのが興味を引き付けていると思うのです。

「**日本で初めてウイスキーを作った日本人とそのスコットランド人妻**」の物語です。高視聴率のせい、最近ではスーパーでもウイスキーを販売促進している光景が見られます。メーカーであるニッカの「**竹鶴**」というウイスキーの銘柄が「その作った人の名字」とは知りませんでした（役名では「亀山」）。また**ニッカ**が「大日本果汁(株)」という元々ジュース製造の会社でその名を縮めたのが「ニッカ」というのも知りませんでした。

ドラマは始まって 1 か月ですが、大阪を舞台に実に面白いです。亀山が勤めていた住吉酒造の社長役を**西川きよし**さんが演じました。亀山を信頼する「**腰の低い丁寧な社長さん**」です。実は私事ですが、**西川きよしさんと 34 年前に言葉を交わしたことがあります**。西川さんは当時人気絶頂の漫才コンビ「やすし・きよし」を組んでいて、その他多くのレギュラー番組を持っていました。その中の一つ「**プロポーズ大作戦**」という「男女を引き合わせる」人気番組の司会をされていました。今でも不思議に思いますが、なんとその番組の「プロポーズコーナー」に私は呼ばれる立場でTVに出ました。その時の西川さんの印象が強く、「本番中もそうでしたが、スタジオの裏で話をした時も、**こちらが学生なのに敬語で応対された**」のにはビックリでした！おもてウラのない誠実な人だと！確信しました。それ以来「西川きよしさんは、すごい人」なんだと……今回のドラマでも「**人柄そのまま演じてる～**」。この朝ドラ、このあとの方向はわかっていますが、ウイスキーも好きな私は目が離せません。（**サントリーとニッカ！そうだったのか！**）(S)